

プール学院大学・プール学院大学短期大学部 体育施設規程

(目的)

第1条 この規程は「学校法人プール学院固定、資産及び物品の管理規程」に基づき、プール学院大学・プール学院大学短期大学部の体育施設（以下「体育施設」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(体育施設)

第2条 この規程で体育施設とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 体育館メインフロア
- (2) 体育館内更衣室
- (3) フィットネスセンター
- (4) グラウンド
- (5) テニスコート
- (6) 運動部部室
- (7) シャワー室
- (8) サブアリーナ

(管理責任者)

第3条 体育施設の管理責任者は学長とする。

(使用規程)

第4条 体育施設の適正かつ円滑な運営を図るために使用規程を別に定める。

(使用規程の遵守)

第5条 体育施設を使用するものは、第4条に規定する使用規程を遵守しなければならない。

2 第4条に規定する使用規程に定めていない他の事項についても体育施設の保全及び円滑な運営を図るため、自主的、積極的に協力しなければならない。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、学長が行うものとする。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、体育施設の運営等に関して必要な事項は学長が別に定める。

附則

この規程は1997年（平成9）年11月1日から施行する。

この規程は2015年（平成27）年4月1日から改正施行する。